

# 大阪市東住吉区役所自立した日常生活を営むことができない者に対する

## 相談等の業務（会計年度任用職員）募集要項

### 1 募集人数

1名

### 2 業務内容

- (1) いわゆる「ごみ屋敷」の状態になると想定されるなど、自立した日常生活を営むことができない者に対する相談
- (2) 「住居における物品等の堆積による不良な状態」の予防及び再発防止に資する相談支援業務
- (3) いわゆる「ごみ屋敷」が疑われる通報に対する緊急対応（連絡調整）業務
- (4) 「ごみ屋敷」問題についての情報収集
- (5) 住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に資する相談支援補助
  - ア 福祉サービスや社会保障制度の利用援助に関する業務
  - イ 社会資源を活用するための支援に関する業務
  - ウ 社会的生活力を高めるための支援に関する業務
  - エ 権利擁護のために必要な援助に関する業務
  - オ 専門機関への紹介やその調整に関する業務
- (6) 各種届出の窓口受付業務等

### 3 応募資格

- (1) パソコンの基本的な操作ができる者
- (2) 自転車の安全な運転ができる者
- (3) 社会福祉主任用資格を有する者

社会福祉主任の任用資格を有するには、次のア～ウのいずれかに該当することを要します。

ア 社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する科目（厚生労働省ホームページ：社会福祉主任用資格の取得方法をご確認ください）のうち、大学（短期大学を含む）において、3科目以上履修し、卒業すること

イ 社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること

ウ 社会福祉士又は精神保健福祉士

- (4) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

以上(1)、(2)、(3)、(4)の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

※年齢、学歴は問いません。

※日本国籍を有しない方も受験できます。ただし、日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

#### 4 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2回まで最長3年）

#### 5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

週5日 30時間

午前9時00分から午後3時45分（休憩45分）

※必要に応じて時間外勤務に従事する場合もあります。

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

(3) 勤務場所

大阪市東住吉区東田辺1丁目 13番4号 東住吉区役所2階保健福祉課（福祉担当）

(4) 報酬等

報酬（月額）

176,436円～222,372円

期末手当（6月、12月に支給）

820,426円～1,034,029円（6月、12月の合計額）

- ※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。
- ※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。
- ※期末手当は、1年目は3.56375ヶ月ですが、再度の任用がされた場合2年目以降は4.65ヶ月となります。
- ※報酬等は、募集時点のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12日 付与期間：令和8年4月1日（任用日）～令和9年3月31日（任期満了日）
特別休暇	<p><b>【有給】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季休暇・忌引休暇・結婚休暇・産前産後休暇・配偶者分べん休暇</li> <li>・育児参加休暇・災害等の出勤困難な場合 等</li> </ul> <p><b>【無給】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生理休暇・妊娠障害休暇・育児時間休暇・<u>子の看護休暇※1</u>・<u>短期介護休暇※1</u>・ドナーハイ</li> </ul> <p>（※1）別途取得要件あり</p>

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

(6) 社会保険

大阪市職員共済組合（短期組合員）、厚生年金保険（日本年金機構）、雇用保険

(7) 服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

## 6 選考方法

(1) 筆記（論文）試験

次のテーマについてレポートを作成し、採用申込書と合わせて提出してください。

- ・テーマ「いわゆる「ごみ屋敷」問題の解決に向け、堆積者との関わり方で配慮が必要な点及び有効と思われる方策として考えられること」
- ・字数800字程度（所定の様式を使用してください。）

(2) 口述（面接）試験（試験時間15分程度）

## 7 選考日時及び選考会場

日時：令和8年1月19日（月曜日） 午後（予定）

場所：送付する受験票に記載しておりますので、そちらをご確認ください。

## 8 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

(1) 大阪市会計年度任用職員採用申込書 1通

※過去3ヵ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

(2) 応募資格(3)の資格を有することを示す書類の写し 1通

(3) 申し立て書 1通

※申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

(4) 「受験案内」送付用の定形封筒（長形3号） 1通

※必ず宛先を記載のうえ、110円分の切手を貼付してください。

(5) レポート用紙 1通

※レポート用紙は本市所定の様式に限ります。

### ○採用申込書の受付期間等

(1) 持参する場合

ア 申込期間

令和8年1月7日（水曜日）まで（土曜日、日曜日、祝日及び令和7年12月29日（月曜日）から令和8年1月2日（金曜日）を除く）

午前9時から午後5時30分まで

イ 採用申込書受付場所

〒546-8501 大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号

大阪市東住吉区役所総務課（5階51番窓口）

(2) 郵便等で送付する場合

ア 申込期間

令和8年1月7日（水曜日）まで（当日必着）

※「大阪市東住吉区役所自立した日常生活を営むことができない者に対する相談等の業務（会計年度任用職員）採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

イ 採用申込書送付先

上記（1）イと同じ

## ○受験案内の送付

試験の時間等の詳細については、受験案内により受験者本人あてに通知します。  
なお、令和8年1月14日（水曜日）までに受験案内が届かない場合は令和8年1月15日（木曜日）午後5時までに東住吉区役所総務課へ連絡してください。

## 9 合格者の決定について

- (1) 合格者の決定は、筆記（論文）試験、口述（面接）試験を総合的に判定し、決定します。  
※合格基準を定めていますので、一定の基準に達しない場合は、不合格となります。
- (2) 結果は、合否に関わらず、本人に文書で通知します。なお、電話等でのお問い合わせにはお答えできません。

## 10 その他

この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

## 11 問合せ先

〒546-8501 大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号

申し込みについて 東住吉区役所総務課 電話 06-4399-9625

業務内容について 東住吉区役所保健福祉課 電話 06-4399-9852

## 応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

### 【大阪市職員基本条例】（抜粋）

#### （倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

#### （職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

### 【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと